

会 議 録

会議の名称	令和5年度第1回本庄市環境審議会
開催日時	令和5年11月9日(木) 午前10時00分から 午前11時45分まで
開催場所	本庄市役所 職員厚生室
出席者	(委員) 山口豊会長、山本昇副会長、酒井勝弘委員、 浅見龍一委員、木村文子委員、筑紫善一朗委員、 片桐正富委員、矢島淳一委員、神座侃大委員 (事務局) 環境推進課 高橋課長、澁澤課長補佐、小山課長補佐、 斉藤主査、大澤主事 株式会社オリエンタルコンサルタンツ 大城、並木
欠席者	関根雅美委員、坂本尚子委員、飯島和彦委員
議題 (次第)	(1) 本庄市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)の素案について (2) その他
配付資料	・次第 ・本庄市環境審議会 委員名簿(資料1) ・本庄市環境基本条例(資料2) ・本庄市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)素案(資料3) ・重点的な取組(資料4) ・本庄市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)の素案に係る調査票 (資料5) ・本庄市環境保全条例の一部改正について(資料6) ・本庄市環境保全条例(資料7)
その他特記事項	
主管課	環境推進課

会議の経過	
発言者	発言内容・決定事項等
環境推進課 高橋課長	定刻となりましたので、只今から令和5年度第1回本庄市環境審議会を開催させていただきます。本日の環境審議会ですが本庄市環境基本条例第23条第2項で環境の保全及び創造に関する基本的事項並びに重要な施策に関し、調査・審議することとなっておりますので、これに基づき招集されたものでございます。開会にあたりまして吉田市長よりご挨拶申し上げます。
吉田市長	<p>皆さまおはようございます。それぞれお忙しい中ご出席、ありがとうございます。</p> <p>本審議会におきましては、昨年度は環境基本計画の中間見直しにあたりまして、策定に対して答申を頂戴しました。</p> <p>今回は、令和3年5月に本市が行った「本庄市ゼロカーボンシティ宣言」の趣旨である豊かな自然環境を次世代に引き継ぐために、ゼロカーボンシティの実現に向けて、「本庄市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」の策定を行っていきたいと考えております。地球温暖化という言葉が言われて久しいですが、本年は大変な夏の暑さがございまして、国民のみならず、全球的に地球温暖化ということについて深刻な問題と捉えるという風潮が強くなったのではないかと考えております。</p> <p>ペルーやインドに次のような寓話があります。起きた山火事を自分の濡らした体の雫で消そうとしている小さな鳥を見て笑っていた動物に対して、その鳥は、私の力は小さいかもしれないが、私はなすべきことをやっているだけなのだと言いました。最終的には神様がそれを見て、山火事を消してくれるということで話が終わるのですが、我々の力は小さくても、やるべき事をしっかりやっていくことが大事ではないかと考えております。</p> <p>本計画は、地球温暖化対策に対し市内の温室効果ガス削減目標や再生可能エネルギーの導入目標を設定し、その目標達成のために、市が市民、事業者の皆様方とともに取り組んでいく省エネ・創エネ施策に関する事項を定める内容となっております。</p> <p>市民の皆様方の声を計画に反映させることが大事でございますので、お集まりいただいている皆さまにご審議を賜りたいと考えております。本庄市の環境行政発展のため、また、次世代に住み良い地球を残していくという崇高な目的のためにお力添え賜りますようお願い申し上げますご挨拶とさせていただきます。</p>
環境推進課 高橋課長	ありがとうございました。次に当審議会の山口会長よりご挨拶をお願いいたします。
山口会長	皆さまこんにちは。本日は第1回本庄市環境審議会のご案内申し上げたところ、お忙しい中ご参集賜りありがとうございます。地球温暖化対策実行計画

様式

	<p>(区域施策編)の素案につきまして、市長からの諮問を受け、審議していただきますが、皆さまには忌憚のないご意見をいただく中で、慎重審議を賜りますようお願いし、簡単ではございますが会長としての挨拶といたします。何卒よろしく願いいたします。</p>
環境推進課 高橋課長	<p>ありがとうございました。続きまして、次第3の諮問につきまして、吉田市長より山口会長へ諮問書のお渡しをお願いいたします。</p>
吉田市長	<p>(諮問書朗読及び付与)</p>
環境推進課 高橋課長	<p>ありがとうございました。なお、吉田市長におかれましては、この後、公務が控えておりますのでこれにて退席させていただきます。</p> <p>本日の環境審議会ですが、本日まで出席いただいている委員の皆様は12名中8名ですので、本庄市環境基本条例第27条第3項の規定で会議の成立に必要とされている、全委員の過半数の出席があることを報告いたします。なお、本日は傍聴を希望する方が2名おりますので、その方の入室については後ほどご審議を賜りたいと存じます。</p> <p>それでは、本庄市環境基本条例第27条に、「会議の議長は会長をもって充てる」とされておりますので、議事進行を山口会長をお願いいたします。</p>
議長 山口会長	<p>それでは議事に入ります前に質疑の際は挙手にてお名前をおっしゃってからお願いいたします。事務局におかれましても挙手にて発言をお願いいたします。それでは資料の確認を事務局よりお願いします。</p>
環境推進課 小山課長補佐	<p>資料につきましては、事前にお渡しさせていただいたものに加え、本日追加資料がありますので、ご確認いたします。</p> <p>(配布資料の確認)</p> <p>本日、本計画の策定業務でご協力いただいております株式会社オリエンタルコンサルタンツの方にも出席いただいておりますので、よろしくお願いいたします。</p>
議長 山口会長	<p>本日は傍聴を希望される方が2名おります。本日の会議を公開として傍聴人の入室を許可してよいか皆さまにお諮りいたします。会議を公開することについてご意見等がございますか。</p> <p>意見等がないようですので、本日の会議を公開とし、傍聴人の入室を許可いたします。事務局は傍聴人をご案内してください。</p> <p>(傍聴人入室)</p> <p>それでは議題(1)本庄市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)の素案について事務局より説明をお願いします。</p>
環境推進課 澁澤課長補佐	<p>(1)「本庄市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)の素案」について(資料3、4に基づき説明)</p>
議長 山口会長	<p>事務局からの説明に対して、何かご意見はございますか。</p>
浅見委員	<p>取組は環境推進課が主体となって取り組むのですよね。現在は日本全国どの自治体も「ゼロカーボンシティ」をうたっていて、それに倣うのは当然な</p>

	<p>のですが、素案はわかりきった検証となっているので本庄市が何をするのかを知りたいです。</p> <p>ゼロカーボンに取り組んでいる自治体は多数あり、本庄市はそれらの自治体の取組を真似し、導入するべきです。環境推進課は年間の予算で、例えば公用車のEV化、はにぼん号のEV化等、脱炭素に向けての予算編成をしているのか。</p> <p>他にも沼津市のEV化、公共交通機関の相互乗り入れといったことに予算を使うといった具体例がここには載っていません。例えば、本庄市の特色として太陽光発電を最優先しなければいけないにもかかわらず、資料3P58の「自立分散電源の推進」について、家庭や事業所における再生可能エネルギー及び蓄電池の災害時の活用促進のところで、主な実施主体として市には●が付いていない。ここは真っ先に市役所やはにぼんプラザなど公共施設に太陽光発電設備を設置する予算を組んで行くべきと思います。また、P56の「市民の省エネルギー活動の促進」も市民のところに●がついていません。コンポストもメリットデメリットは当然ありますよね。北海道のベンチャー企業が開発したコンポストが非常に注目されています。渋谷区と提携して植物センターにコンポストを導入し、太陽光発電で動かす。抽選で選ばれた市民15人に生ごみを持ってきてもらうといったコンポストの啓蒙・啓発活動をする自治体もある。市民の啓蒙や啓発をするのであれば、先行事例の検証をすべきです。計画を策定することはすごく立派ですが、具体策として何をするかを市民に訴えないと啓蒙が足りないと思います。</p>
<p>環境推進課 澁澤課長補佐</p>	<p>市の取組として、現在本庄市の住宅用・事業所にエネルギーシステム、省エネ改修工事等の補助の予算が約2000万円になります。環境推進課ゼロカーボン推進系の予算の中では、この補助金がほぼ予算の内容になります。また、市としてはP58の「市内への次世代エネルギーの導入・活用」で太陽光発電の普及を進めるというものがありますが、それと併せて現在の補助金や、第三者所有型PPAモデルでの太陽光発電設備の設置等も普及してきていますので、市の補助金だけではなく、市民の皆さまのご都合に合わせた形での太陽光発電設備設置を普及させていきたいと考えております。</p> <p>P58の「自立分散電源の推進」のなかで市に●が付いていないというご質問について、こちらは家庭や事業者における再生可能エネルギー及び蓄電池の活用を推進していただくということで、市には●が付いていません。</p> <p>他市の事例を参考にというご意見もありましたが、本庄市と地域特性や社会特性が類似した自治体、例えば、太陽光発電が一番適している自治体の事例も、今後は参考にしていきたいと考えます。</p>
<p>浅見委員</p>	<p>再生可能エネルギーと生ごみの排出の削減の2本柱ということですよ。環境推進課の予算2000万円の内訳は再生可能エネルギーの部分の予算ですよ。</p>

様 式

環境推進課 澁澤課長補佐	省エネと再生可能エネルギー導入支援について予算化しています。段ボールコンポスト等は環境推進課の別の係で予算を確保しています。
浅見委員	段ボールコンポストのメリットは検証していますか。例えば、堆肥を作るまでの手間、攪拌の頻度、庭のない人はどうするのか、異臭といったメリットデメリットがありますよね。環境に興味のある人が段ボールコンポストに取り組んだものの、思った以上に煩雑で異臭がするという問題も多分あると思いますので、そのへんの検証が必要だと思います。
環境推進課 澁澤課長補佐	段ボールコンポストで作った堆肥につきまして、例えば緑のカーテンなど、循環型の取組にしていくことも検討していますので、参考にさせていただきます。 P56「市民の省エネルギー活動の促進」については、市が市民に普及啓発する内容ですので、市のみに●印をつけています。
浅見委員	そういう内容なのですね。わかりました。
環境推進課 澁澤課長補佐	P58の公共施設等における太陽光発電設備の導入につきましては、庁舎を管理しております財政課や関係部署と調整が必要になると考えます。例えば、はにぼんプラザは、市民活動推進課の所管になっておりますので、環境推進課のほうから呼びかけることも必要ですが、関係各課と調整して予算化という形になります。
浅見委員	公共施設への太陽光発電設備導入は未定ということですね。
環境推進課 澁澤課長補佐	おっしゃるとおりです。
筑紫委員	「推進します」「補助を出します」というが、どの程度の金額でゼロカーボンにするか、という金額がまったくわからない。事業者に負担してもらえばかりでは、ゼロカーボンの達成は不可能。どこが先頭になってゼロカーボンにするのか。
環境推進課 澁澤課長補佐	環境推進課の予算だけでゼロカーボンを達成できるというものではございませんので、ゼロカーボンに必要な金額を数値化するのは難しいです。
筑紫委員	そこは具体的ではないのか。
環境推進課 澁澤課長補佐	はい。重点的な取組の中でも示させていただきましたとおり、市が率先して取り組んでいくことは絶対必要ですが、市民、事業者と一体となって進めなければゼロカーボンは達成できないと考えております。重点的な取組のとおり、市民の皆さまには住宅に太陽光発電を導入していただく。そして、次世代を担う小学生に対して啓発活動を行っていく。事業者にもヒアリングをした中で、例えば、再生可能エネルギーで発電した電気を地産地消することにご興味を持ってくださっているところもありました。市と市民の皆さま、事業者の皆さまとともにゼロカーボン達成に向けて動いていきたいということが今回の市の総意になります。ご理解いただければと存じます。 計画の推進は、環境推進課が先頭になります。

様式

<p>酒井委員</p>	<p>市の特徴である太陽光、水資源などを活かした施策が見えてこず、一般的な施策になってしまっています。</p> <p>「省エネ」という言葉は出てくるが、「エネルギー創生」という言葉がみられない。「導入」という言葉で読み替えているとは思いますが、もう少し踏み込んで「エネルギー創生」というキーワードが入って然るべきです。</p> <p>市の予算だけでなく国の脱炭素先行事業なども活用することを検討してほしいです。上里町の事例を参考にすると、エネルギーの地産地消は生きてくると思います。施策が文章になると、いよいよゼロカーボン実現に向けて動いていくということで身が引き締まると感じます。P49再生可能エネルギー導入で温室効果ガス排出量3%削減を達成するために、予算はどの程度必要か。現状趨勢ケースでの温室効果ガス排出量36%削減の中には、電源構成中に原子力発電も含むのか、その根拠を確認したいです。電源構成の資料があれば公表してほしいです。</p>
<p>環境推進課 澁澤課長補佐</p>	<p>予算についてですが、再生可能エネルギー発電設備を一定以上導入することを要件とする国の重点対策加速化事業の中で、2030年までに前倒しで家庭部門、業務その他部門の温室効果ガス排出量を実質ゼロにするという取組について、脱炭素先行地域等は補助金が国から出ますが、2030年までにゼロカーボンが達成できるという具体的な事業がないと、応募は難しいです。調査分析した導入ポテンシャル等を検討し、今後、重点対策加速化事業や国や県の補助事業等も情報収集して検討していきたいと考えます。「エネルギー創生」の視点を積極的に取り入れたほうがよいのではないかと考えていますが、市民の皆さまにもわかりやすくなるよう、事務局でも検討させていただきます。電源構成改善等の根拠については、オリエンタルコンサルタンツの方からご説明させていただきます。</p>
<p>オリエンタルコンサルタンツ 大城</p>	<p>P25の表4-1に令和2年度の現状の温室効果ガス排出量が記載されておりまして、増減率の合計に-20.5%という記載がございます。平成25年度を基準年度にしていますが、令和2年度時点ですでに20%削減しています。ここから36%削減までの差分16%につきましては、令和2年度から2030年度までの将来人口推計と、原子力だけではなく国全体として再生可能エネルギーを導入することによって、大手電力事業者から供給されている電気の発電の際に排出される温室効果ガス削減量が低減するという見込みも踏まえ、36%削減という計算結果になってございます。</p>
<p>酒井委員</p>	<p>できれば算出根拠の説明を書いてほしいです。</p>
<p>オリエンタルコンサルタンツ 大城</p>	<p>具体的な計算根拠は、資料編に掲載する想定でございます。</p>
<p>酒井委員</p>	<p>令和2年度の20.5%削減から2030年度の36%削減までは、比例計算で算出しているのですか。</p>

様式

オリエンタルコンサルタンツ 大城	単純な比例計算ではありません。
酒井委員	20.5%削減は事務関係の努力による効果が大いと思うので、それはよくない。
オリエンタルコンサルタンツ 大城	令和2年度から2030年度までは、2013年度から令和2年度の20.5%削減とは別として推計をしています。
環境推進課 澁澤課長補佐	再生可能エネルギー導入による3%削減に必要な予算につきましては、先ほども申しあげましたように、市の予算だけでなく事業者の取組や、国や県の補助事業の採択状況など色々な要因がございますので、現状数値としては示すことは難しいです。補助金をこの先何十年支出し続けることは市も続けられませんので、補助金を使わない形でも太陽光発電の普及が進む方法を考えたいです。ハウスメーカーへのヒアリングでは、新築住宅の断熱性能はとて基準が高く、厳しいものになっていくので、今後住宅には高い省エネ性能に加えて再生可能エネルギーを導入していただく機会も、増えていくと考えています。
オリエンタルコンサルタンツ 大城	2030年度の温室効果ガス排出量36%削減について、P48表6-1の下に※で経済産業省の「2030年度におけるエネルギー需給の見通し」という資料を記載しております。こちらに2030年度の電源構成の記載があり、そちらに原子力発電の数値がございますので、ご確認いただければと存じます。
酒井委員	ロシアのウクライナ侵攻でエネルギー施策が変更されたので、電源構成の中で原子力発電の割合が下がってくる可能性が高いと思います。
片桐委員	P43の暮らしのビジョンでは、太陽光発電設備の廃棄も含めて将来を展望しているのか。例えば、養蚕が盛んだったときに養蚕用の物置をJIS規格で建てたが、現在撤去はすべて個人の負担です。いざ撤去となると、政府も手を引いたと言うし、地域の負担もないという。太陽光発電を普及させるのはいいが、処分に対してどのような展望を持っているかを聞きたいです。
環境推進課 澁澤課長補佐	太陽光発電設備の廃棄については大変大きな問題だと考えております。現状では、専門業者に太陽光発電設備を解体してもらって材質ごとに分類して処分してもらっています。市のほうでどこまで正しい廃棄を進めていけるかについては、今後の検討課題かと考えております。
片桐委員	私の兄は太陽光発電が普及しはじめたころ屋根に設置したが、設備が寿命に達している。ところが、廃棄の専門業者がこの地区にはいないため、実際廃棄を誰がどのようにやるかがわかりません。太陽光発電の普及を将来ビジョンに描くのであれば、廃棄まで含めた形でのビジョンを考えたほうが、設置も進むと考えています。

様 式

環境推進課 澁澤課長補佐	市からも適正な太陽光発電設備の廃棄方法を市民の皆さまにもご案内できるようにしていかなければと考えておりますので、将来ビジョンというよりは具体的な取組のなかで適正な処分がなされるように検討していくことを考えておりますがいかがでしょうか。
片桐委員	「廃棄に向けた〇〇に取り組んでいきます」という文言があるかは、太陽光発電設備設置の推進に大きく影響すると思うので、将来ビジョンに掲載できないかと聞いている。
環境推進課 澁澤課長補佐	どのような形で計画の中に記載ができるかを検討させていただければと存じます。
矢島委員	太陽光発電設備の廃棄について、国はどのように考えているかをお聞かせいただきたいと思います。
環境推進課 澁澤課長補佐	廃棄につきましては国も制度化、法制化していないと捉えておりますが、適正な廃棄処分については検討しているところです。例えば、リサイクルといった方向で検討は進めているので、国や県とも連携して市も情報収集をして参考にしていきたいと考えております。
矢島委員	今のお話を聞いていると業者任せみたいな感じがしますが、国、県で太陽光発電設備を処分する業者を認定する基準はないのですか。一般の産業廃棄物と同じ業者ということですか。
環境推進課 澁澤課長補佐	県の許可が下りた産業廃棄物の処理業者です。
矢島委員	私は耳が悪いのですが、発言するときはマスクを外して話していただくことはできないか。声が聞き取りにくい。
環境推進課 澁澤課長補佐	委員の皆さまのご了解が得られればよいと考えます。
議長 山口会長	皆さんそれでよろしいでしょうか。発言するときだけでもマスクを外すということをお願いします。 P41「再生可能エネルギーの導入」について、「山林等市内の自然環境や生活環境とのバランス」とあるが、生態系保全などを詳しく書いたほうがよい。また、資料4の取組の方向性には「市内は山林をはじめ……各家庭や事業所への太陽光発電設備設置も促進します。」とあります。安中市では、「太陽光発電は効率性や維持管理の面から建物の屋上よりも、広い面積で大規模な野立式により事業化される傾向が強いため、本市としては自然災害の危険性が高い地域への無秩序な太陽光発電設備の設置抑制を図り、良好な生活環境の保全と安全・安心な生活の確保に努めます。」というように、詳しく説明されている。このように、詳しく説明するお考えがあるのか、お答えください。
環境推進課 澁澤課長補佐	資料4P52でございますが、「……地域が存在することから」と書いてありますが、おっしゃるように大規模な太陽光発電設備の設置により豊かな自然との調和を損なう可能性がある地域が存在することが、家庭や事業所への太

様 式

	<p>陽光発電設備設置促進の理由ではございません。ゼロカーボン宣言の趣旨である、本市の緑豊かな自然環境等を次世代に引き継ぐという目的のために実施しています。もう少し丁寧な表現にできるよう検討させていただきます。</p>
酒井委員	<p>P37の設備容量83451kwに対する設備容量は、夜は発電していない、1年間365日毎日発電していないなど利用率を示すことをはじめ、設備容量と発電量の計算過程をもう少し詳しく説明してほしい。本庄市の設備利用率は他の地域に比べて結構高いと思います。他の自治体の計画ではあまり計算過程が説明されていないので、そのような点を反映させてほしいと思います。</p>
環境推進課 澁澤課長補佐	<p>設備利用率についてどこまで調査・分析ができるのか、検討させていただきたいと存じます。</p>
議長 山口会長	<p>ほかに意見がないようですので、事務局から今後のスケジュールについて説明をお願いします。</p>
環境推進課 澁澤課長補佐	<p>(今後のスケジュールについて説明)</p>
議長 山口会長	<p>事務局からの説明もございましたが、現段階で意見が思いつかない場合は、資料5の「本庄市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の素案に係る調査票」を11月16日までに環境推進課まで提出してください。 続きまして（2）その他について事務局より説明をお願いします。</p>
環境推進課 小山課長補佐	<p>(2) その他（資料6、7に基づき説明）</p>
浅見委員	<p>追加内容で野良猫への餌やりという文言は追加できないですか。</p>
環境推進課 小山課長補佐	<p>生活環境に影響を及ぼす内容については適正な管理に含まれます。野良猫への餌やりも適正な管理ではないので、どこまで厳格な内容にできるかというところはありますが、野良猫への餌やりについても考慮した内容にしたいと考えております。</p>
議長 山口会長	<p>飼い主に対する指導又は助言について、説明では最終的に県のセンターの管轄ということですが、市の条例にこの内容を追加するメリットを教えてください。</p>
環境推進課 小山課長補佐	<p>現在飼い犬については県の保健所、飼い猫については県の動物指導センターが飼い主に対して指導する権限を持っており、市は飼い主を指導する権限を有していません。「⑤飼い主に対する指導又は助言について」を環境保全条例に追加することにより、条例を根拠に飼い主や管理している方に対して、市から指導できることとなります。指導・助言ができる権限が県から市に移るわけではございませんが、実際市民の方から苦情等が直接入るのが市の窓口ですので、市として早急に動けることとなります。市民の方にとってもメリットがあるものだと考えて、条例に追加することといたしました。</p>
議長 山口会長	<p>野良猫と飼い猫の見分けがつきません。しっかり飼育している方に対して問</p>

様 式

	<p>題は起きないのか。</p>
<p>環境推進課 小山課長補佐</p>	<p>飼い犬は台帳に登録しなければいけないことが法律で決められていますが、猫については決まりがございません。飼い猫と野良猫の判断が見ただけではできない状況ですので、「④飼い猫の首輪等の装着について」のとおり、飼い猫とわかるように首輪を着けていただくことにより、適正な管理をしていただいている飼い主に対して指導等を行うことがないよう、飼い主の方にもご協力いただいて見分けができるようにしていきます。また、現在地域猫、さくら猫として地域で見守る猫もいます。地域猫については、桜のような形に耳をカットしているので、見ていただければ判別できると考えます。</p>
<p>議長 山口会長</p>	<p>飼い犬や飼い猫の適正な使用及び管理を条例化している自治体は、他にありますか。</p>
<p>環境推進課 小山課長補佐</p>	<p>犬猫は県の管轄なので、整備していない自治体が多いです。そのなかで、政令指定都市のさいたま市については県と同様な条例を定めております。その他坂戸市、川島町、上里町についても今回と同様の条例で定めております。事例は少ないですが、条例化することによって市民の生活環境にいい影響があると考えておりますので、ぜひ推進していきたいと考えております。</p>
<p>議長 山口会長</p>	<p>他にご意見がなければ引き続き検討し、進めていただければと思います 以上で議事を終了し、議長を降ろさせていただきます。ご協力ありがとうございました。</p>
<p>環境推進課 高橋課長</p>	<p>ありがとうございました。以上で、本日の議題はすべて終了いたしました。 最後に、閉会のあいさつを山本副会長にお願いしたいと存じます。</p>
<p>山本副会長</p>	<p>議題について審議いただき、感謝申し上げます。これをもって令和5年度第1回環境審議会を閉会します。</p>
<p>環境推進課 高橋課長</p>	<p>ありがとうございました。以上で、令和5年度第1回本庄市環境審議会を終了いたします。本日はお忙しい中お集まりいただき、誠にありがとうございました。</p>

会 長 山口 豊